

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和6年3月8日(2024.3.8)

【公開番号】特開2024-1036(P2024-1036A)

【公開日】令和6年1月9日(2024.1.9)

【年通号数】公開公報(特許)2024-003

【出願番号】特願2023-150377(P2023-150377)

【国際特許分類】

A 6 1 K 45/00(2006.01)

10

A 6 1 K 9/72(2006.01)

A 6 1 K 31/133(2006.01)

A 6 1 K 31/198(2006.01)

A 6 1 K 31/397(2006.01)

A 6 1 K 31/427(2006.01)

A 6 1 K 31/496(2006.01)

A 6 1 K 31/7036(2006.01)

A 6 1 K 38/12(2006.01)

A 6 1 K 38/14(2006.01)

A 6 1 K 47/18(2017.01)

20

A 6 1 P 11/00(2006.01)

A 6 1 P 31/04(2006.01)

A 6 1 P 39/06(2006.01)

【F I】

A 6 1 K 45/00

A 6 1 K 9/72

A 6 1 K 31/133

A 6 1 K 31/198

A 6 1 K 31/397

A 6 1 K 31/427

30

A 6 1 K 31/496

A 6 1 K 31/7036

A 6 1 K 38/12

A 6 1 K 38/14

A 6 1 K 47/18

A 6 1 P 11/00

A 6 1 P 31/04

A 6 1 P 39/06

【手続補正書】

40

【提出日】令和6年2月29日(2024.2.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

トブラマイシンである抗生剤とエチレンジアミン四酢酸(EDTA)であるキレート剤とを含み、肺における細菌感染症を治療するための吸入用組成物であって、前記キレート

50

剤の前記組成物中の濃度が少なくとも50mMであり、前記組成物が、前記キレート剤を37.5mg/日から300mg/日で送達し、前記抗生剤を10mg/日から1000mg/日で送達する用途に使用されるとともに、その各1回当たりの用量で前記キレート剤および前記抗生剤を2時間以下の期間で送達する用途に使用され、前記組成物が各1回当たりの用量で0.1μMから12μMの小滴を含み、前記組成物が酸性化亜硝酸塩を含まない、組成物。

【請求項2】

前記キレート剤がカルシウムエチレンジアミン四酢酸(CaEDTA)である、請求項1に記載の組成物。

【請求項3】

前記キレート剤が、トリス(ヒドロキシメチル)アミノメタン(TRIS)と組み合わせられる、請求項1または2に記載の組成物。

10

【請求項4】

i) 前記キレート剤が、毎日1~4回投与する用途に使用される、および/または
ii) 前記抗生剤が、毎日1~4回投与する用途に使用される、
請求項1から3のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項5】

肺における細菌感染症の治療のための吸入用組成物の製造のための、少なくとも50mMの濃度のエチレンジアミン四酢酸(EDTA)であるキレート剤の使用であって、前記組成物が、前記キレート剤を37.5mg/日から300mg/日で送達する用途に使用され、前記キレート剤を含む組成物が、吸入用抗生剤の組成物とともに使用される際にトブラマイシンである前記吸入用抗生剤を10mg/日から1000mg/日で送達する用途に使用され、前記組成物が各1回当たりの用量で前記キレート剤を含み、前記組成物が各1回当たりの用量で2時間以下の期間で投与されるように適合された前記抗生剤を含み、前記組成物が各1回当たりの用量で0.1μMから12μMの小滴を含み、前記組成物が酸性化亜硝酸塩を含まない、使用。

20

【請求項6】

肺における細菌感染症の治療のための吸入用組成物の製造のための、トブラマイシンである抗生剤の使用であって、前記組成物が、前記抗生剤を10mg/日から1000mg/日で送達する用途に使用され、前記抗生剤を含む吸入用組成物が、吸入用キレート剤の組成物とともに使用される際に少なくとも50mMの濃度のエチレンジアミン四酢酸(EDTA)である前記吸入用キレート剤を37.5mg/日から300mg/日で送達する用途に使用され、前記組成物が各1回当たりの用量で前記キレート剤を含み、前記組成物が各1回当たりの用量で2時間以下の期間で投与される前記抗生剤を含み、前記組成物が各1回当たりの用量で0.1μMから12μMの小滴を含み、前記組成物が酸性化亜硝酸塩を含まない、使用。

30

【請求項7】

前記キレート剤がカルシウムエチレンジアミン四酢酸(CaEDTA)である、請求項5または6に記載の使用。

【請求項8】

前記キレート剤が、トリス(ヒドロキシメチル)アミノメタン(TRIS)と組み合わせられる、請求項5から7のいずれか1項に記載の組成物。

40

【請求項9】

i) 前記キレート剤が、毎日1~4回投与する用途に使用される、および/または
ii) 前記抗生剤が、毎日1~4回投与する用途に使用される、
請求項5から8のいずれか1項に記載の組成物。

50